

議案第73号

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

（提案理由）

区長及び副区長の給料の額及び期末手当の支給割合を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「及び12月に支給する場合においては100分の155」を「に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の150」に改める。

別表第1区長の項中「1,125,000円」を「1,121,000円」に改め、同表副区長の項中「918,000円」を「915,000円」に改める。

附則第4項を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成23年3月に支給する期末手当に関する改正後の第4条第4項の規定の適用については、同項中「おいては100分の25」とあるのは、「おいては100分の15」とする。